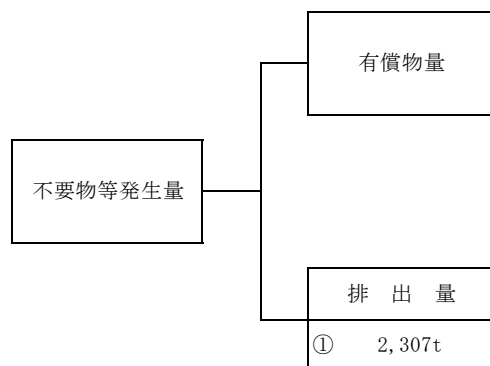


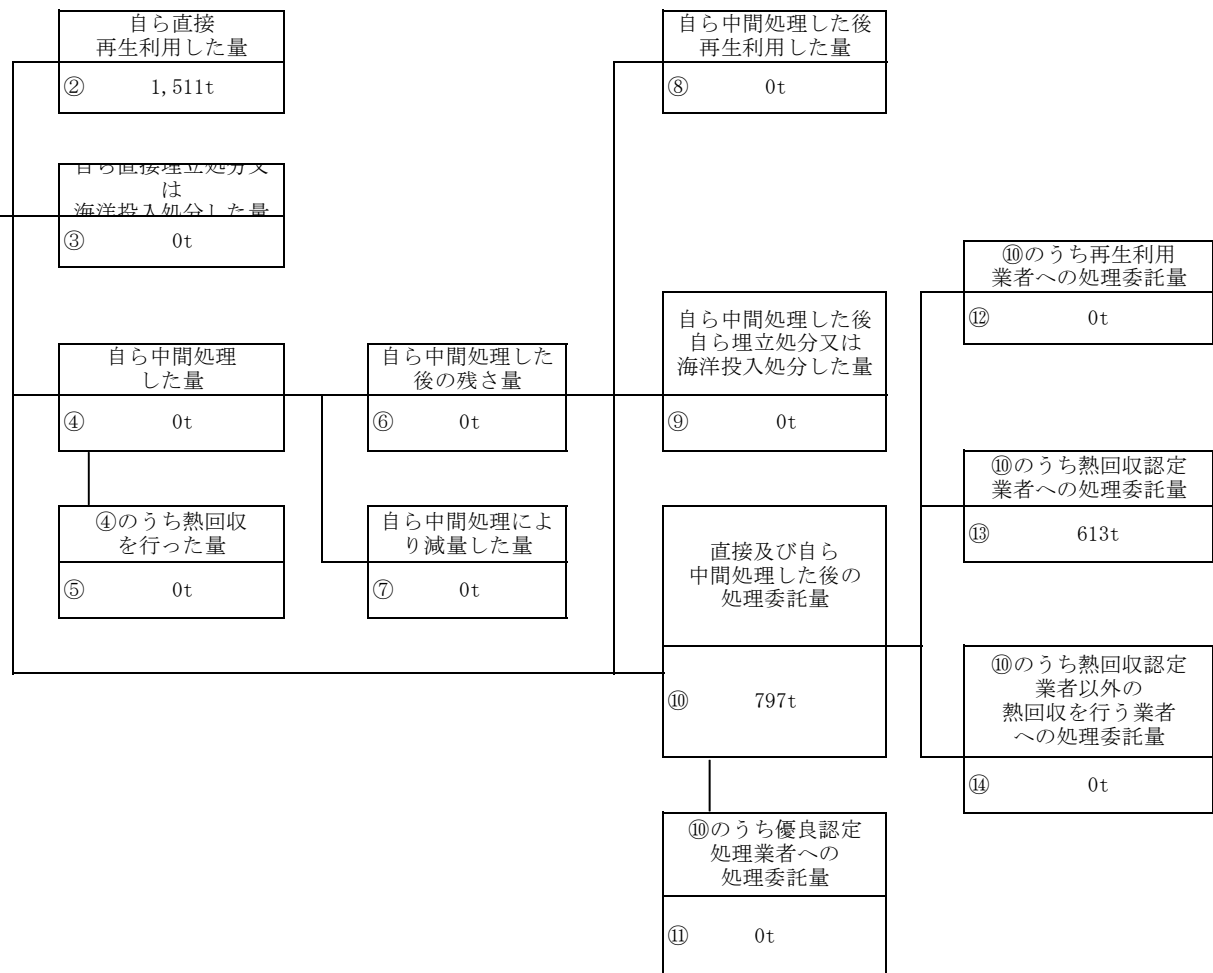
産業廃棄物処理計画実施状況報告書								2024年6月25日	
都道府県知事 (市長) 滋賀県知事 殿									
提出者									
住 所 滋賀県蒲生郡日野町大字安部居字荒堀451番地									
氏 名 滋 賀 東 リ 株 式 会 社									
代表取締役社長 田 渕 俊 之									
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)									
電話番号 0748-53-0221									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。									
事業場の名称			滋賀東リ株式会社						
事業場の所在地			滋賀県蒲生郡日野町大字安部居字荒堀451番地						
事業の種類			1149じゅうたん、その他繊維製床敷物製造業						
産業廃棄物処理計画における 計画期間			2023年4月1日～2024年3月31日						
産業廃棄物処理計画における目標値									
項目		目標値			項目		目標値		
		塩ビ系廃プラスチック	非塩ビ系廃プラスチック	汚泥			塩ビ系廃プラスチック	非塩ビ系廃プラスチック	汚泥
排出量		3200 t	50 t	1600 t	全処理委託量		1300 t	50 t	270 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		2000 t	0 t	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量		69 t	0 t	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	再生利用業者への 処理委託量		0 t	50 t	270 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		0 t	0 t	2400 t	認定熱回収業者への 処理委託量		1000 t	0 t	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t	0 t	0 t
※事務処理欄									

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：塩ビ系廃プラスチック)

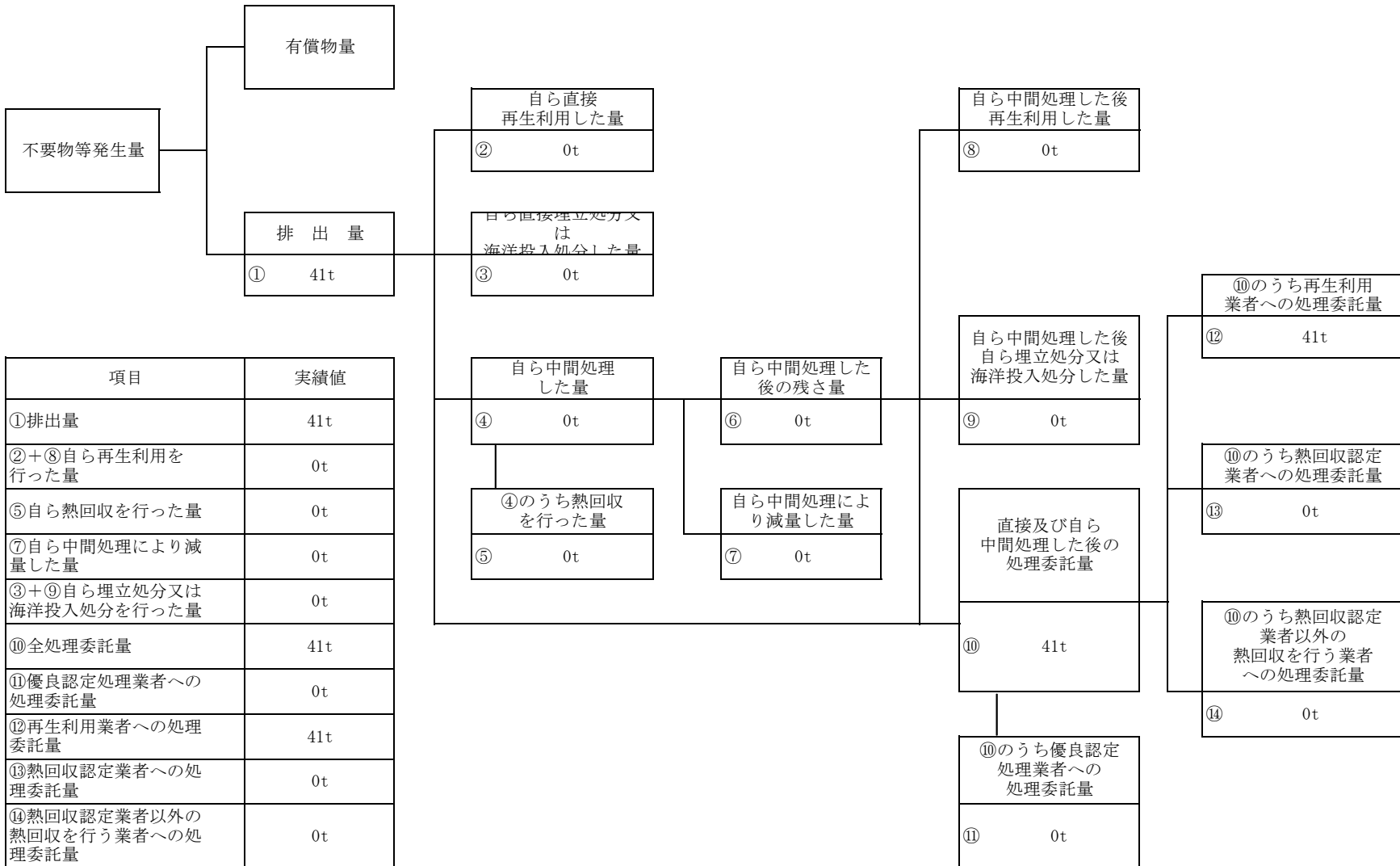


項目	実績値
①排出量	2,307t
②+⑧自ら再生利用を行った量	1,511t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	797t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	613t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t



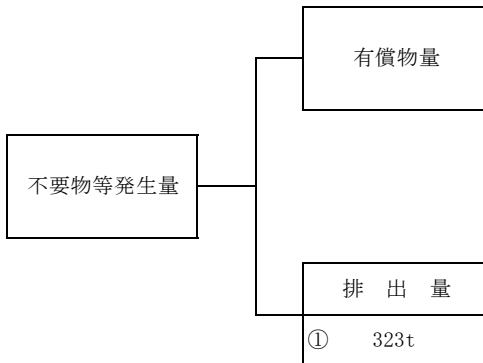
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：非塩ビ系廃プラスチック)

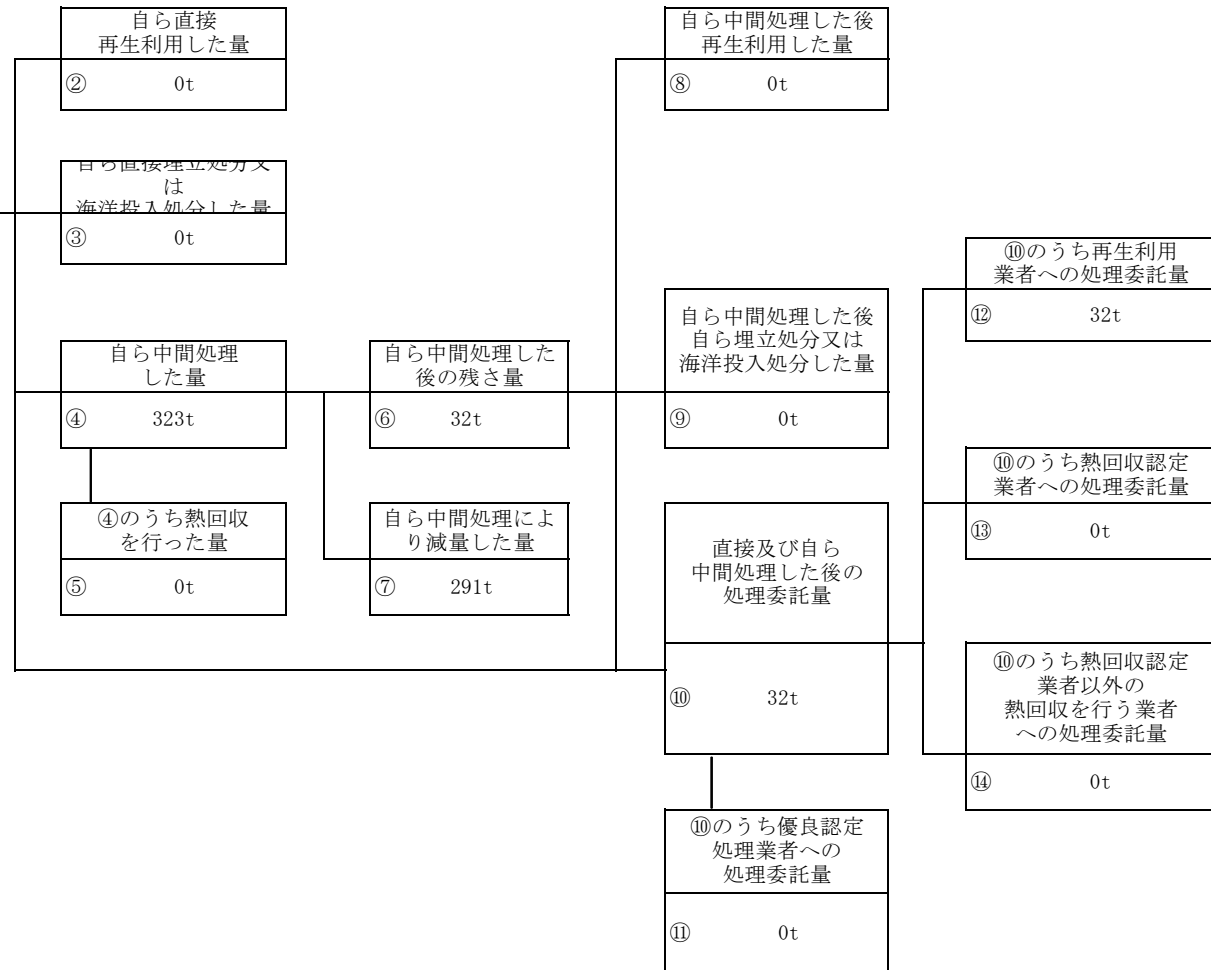


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥)



項目	実績値
①排出量	323t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	291t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	32t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	32t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。